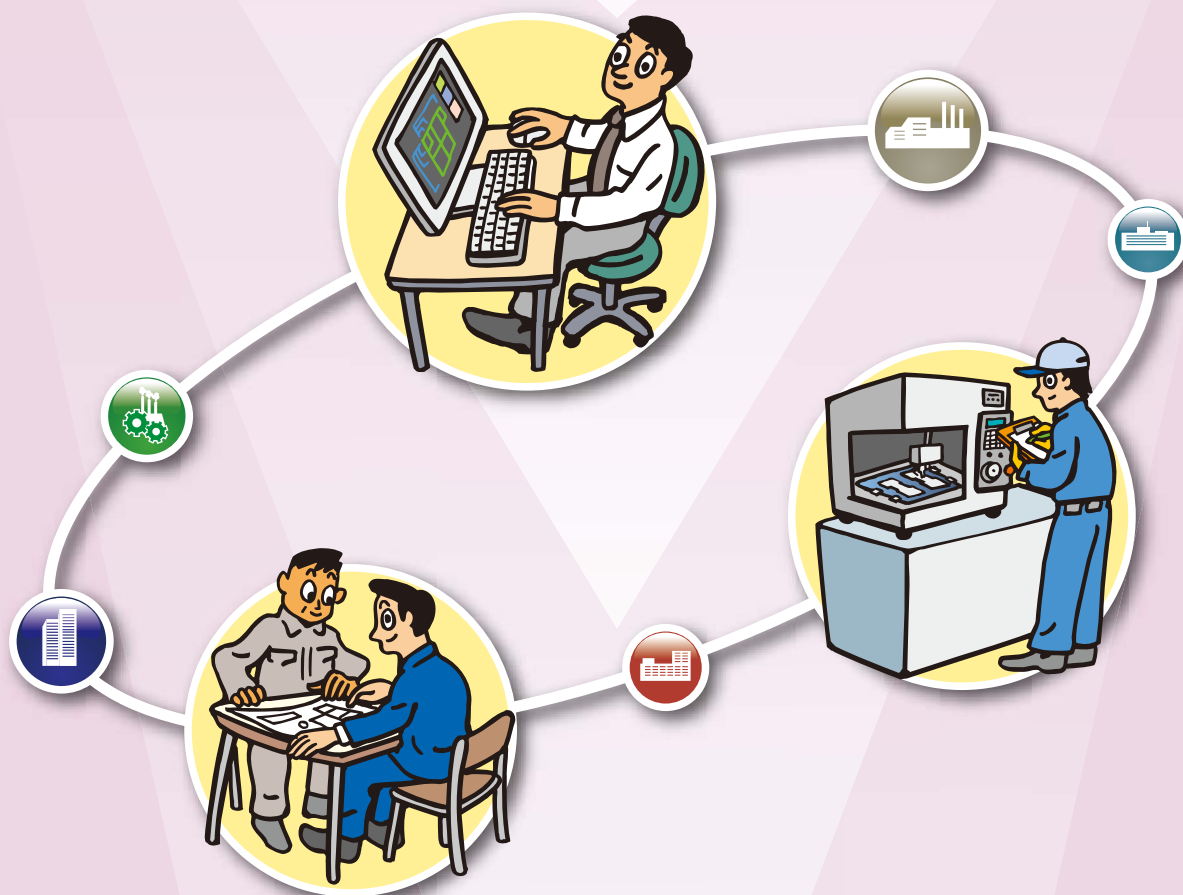


温暖化対策を行う皆様の技術パートナー

東京都地球温暖化対策ビジネス事業者 登録・紹介制度のご案内

～温室効果ガスの大幅な削減を進めていくために～



東日本大震災の影響に伴う電力不足による 節電ご協力のお願い

東京都では、都自身の省エネ・節電の取組を徹底しています。
都民・企業の皆様におかれましても、節電の徹底をお願いします。



東京都環境局

財団法人 東京都環境整備公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度概要

東京都は、都の行う地球温暖化対策の推進に協力し、地球温暖化対策に係る知見及び技術を、温室効果ガス排出事業者に提供する事業者を、「東京都地球温暖化対策ビジネス事業者」として都に登録、排出事業者に対して紹介する制度を平成17年に創設しています。

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）は、東京都の委託を受け、ビジネス事業者登録の申請受付や温暖化対策に取り組む都内の温室効果ガス排出事業者に対するビジネス事業者の紹介を行っています。

地球温暖化対策 ビジネス事業者

技術的な 助言・相談

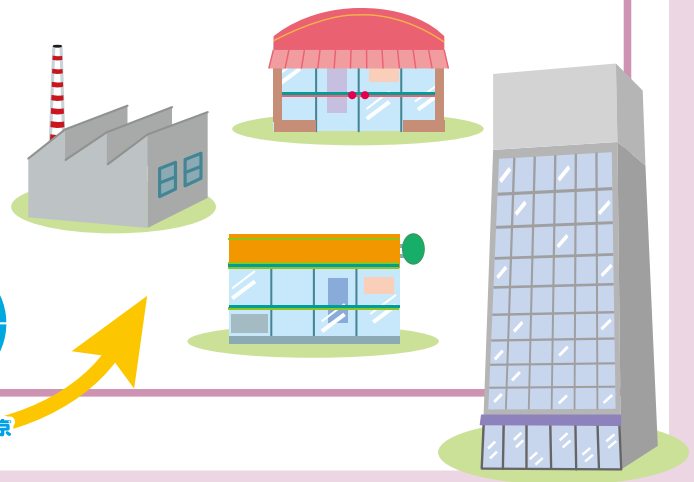
温室効果ガス 排出事業者

【ビジネス事業者登録メリット】

- ・信用の向上とビジネスチャンスの拡大が見込める。
- ・大規模事業所における技術管理者の委託業務の請負ができる。
- ・ESCO事業者として『東京都中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト』に参加できる。（一部条件付）
- ・得意分野の技術とノウハウを活用することで社会貢献できる。
- ・温室効果ガス排出事業者とのビジネス相談会に参加できる。

【ビジネス事業者活用メリット】

- ・事業活動に応じた温暖化対策の技術的な提案と実施支援が受けられる。
- ・技術管理者については、外部委託が可能なのでビジネス事業者から選任できる。
- ・温暖化対策の実施が経費削減につながる。



ビジネス事業者登録要件 （下記①、②を全て満たしていることが要件となります）

① 2名の技術者を選任すること。

【地球温暖化対策技術者等の資格要件】

ア 登録申請者に雇用されていること。

イ 東京都が行う、管理者講習会*を受講していること。

※新制度内容を含む平成22年6月以降に開催された管理者講習会です。

ウ 以下のいずれかの資格を有すること。

- ・エネルギー管理士 ・一級建築士 ・建築設備士
- ・技術士（建設、電気電子、機械、衛生工学、環境又は総合技術監理（建設、電気電子、機械、衛生工学、又は環境））
- ・一級建築施工管理技士 ・一級電気工事施工管理技士 ・一級管工事施工管理技士

エ 省エネ診断等業務の実務経験が、延べ3年以上あること。

② 東京都における一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。

※工事・物品ともに可とします。

ビジネス事業者の業種

- ・コンサルタント会社
- ・設計会社
- ・建設会社
- ・設備会社
- ・メーカー
- ・エネルギー供給会社
- ・エネルギーサービス会社
- ・ビル管理会社
- ・その他

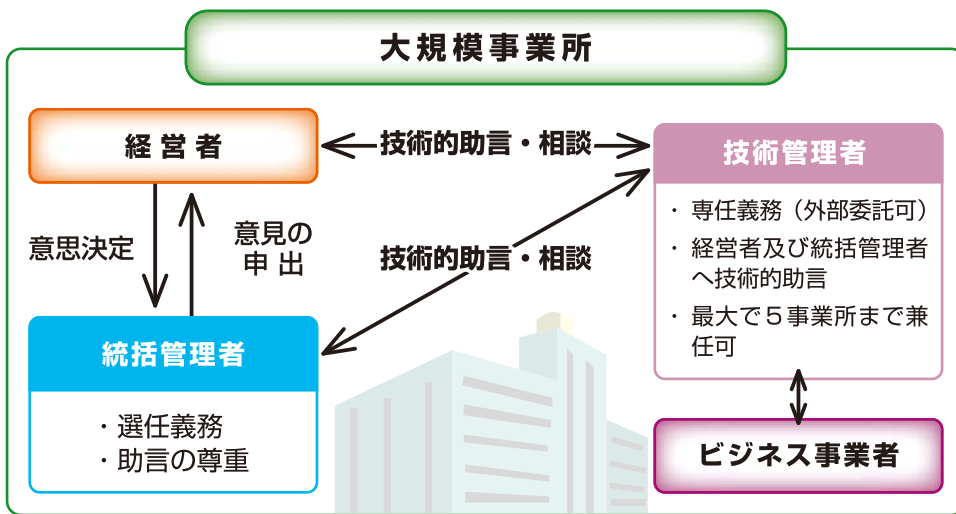


など

関連制度とビジネス事業者の具体的な役割

『総量削減義務と排出量取引制度』

(原油換算 1,500kL以上の事業所) **大規模事業所**



詳しくはこちら ⇒ <http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sgw/daikibo/index.htm>

○技術管理者を外部に委託する場合に、ビジネス事業者一覧から事業内容に応じた事業者を選択できます。

ビジネス事業者一覧

<http://www.tokyo-co2down.jp/c1-jigyuu/j4/j4-04.php>

PR文

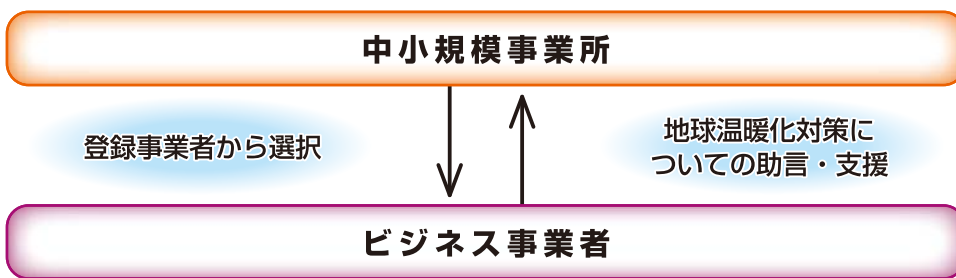
<http://www.tokyo-co2down.jp/c1-jigyuu/j4/j4-05.php>

○技術管理者の資格要件

- ・地球温暖化対策技術者等の資格要件(前ページ)のウのいずれかを有すること。
- ・省エネルギー診断を実施する能力を有すること。
- ・都の定める講習を修了すること。

『地球温暖化対策報告書制度』

(原油換算 1,500kL未満の事業所) **中小規模事業所**



詳しくはこちら ⇒ <http://www.tokyo-co2down.jp/c1-jigyuu/j5/>

提出期限 ⇒ 義務事業者：8月末 任意事業者：12月15日

○温暖化対策の技術的支援と実施支援を受けることを検討している場合は、事業内容に応じたビジネス事業者を選択できます。

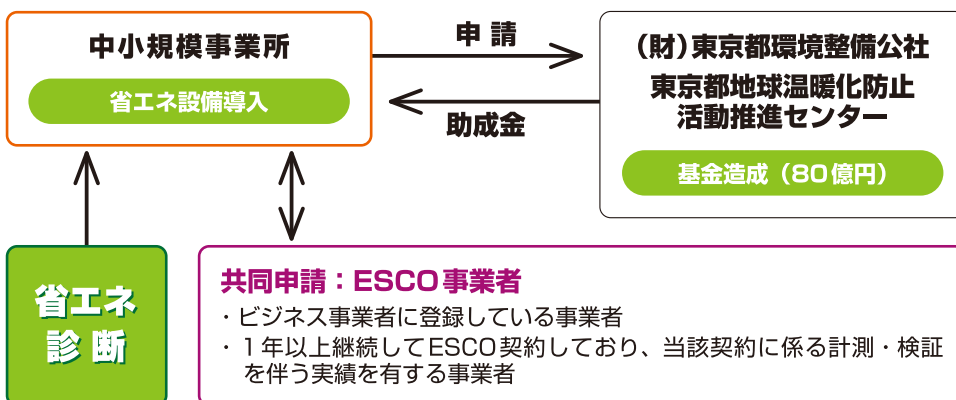
ビジネス事業者一覧

<http://www.tokyo-co2down.jp/c1-jigyuu/j4/j4-04.php>

PR文

<http://www.tokyo-co2down.jp/c1-jigyuu/j4/j4-05.php>

『東京都中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト』



○事業概要

中小規模事業所において、省エネ診断に基づき高効率な省エネルギー設備を導入する場合に発生する二酸化炭素削減量をクレジット化する権利を東京都へ無償譲渡する事を条件に設備導入に係る経費の一部を助成する事業です。(平成22・23年度事業)

詳しくはこちら ⇒ <http://www.tokyo-co2down.jp/c1-jigyuu/j7/>

ヘルプデスク ⇒ 03-5388-3408

○助成対象事業者

- ①特定中小企業者
- ②その他会社
- ③リース事業者又はESCO事業者

○省エネルギー診断

- ・東京都地球温暖化防止活動推進センターが実施する無料省エネ診断
- ・ESCO事業者が行う省エネ診断

○交付の条件

- ・特定中小企業者
二酸化炭素削減率6%以上かつ二酸化炭素削減量10t以上必要です。
- ・その他会社
二酸化炭素削減率12%以上かつ二酸化炭素削減量100t以上必要です。

実施要綱

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sgw/Project/pdf/youkou.pdf>

ビジネス事業者登録手続き

書類作成

書類作成

登録申請書	様式は下記 URL よりダウンロード
事業者概要説明書	様式は下記 URL よりダウンロード
会社案内・概要	2部必要
技術者経歴書	自社作成
業務実績書	自社作成
事業内容PR文	自社作成
有資格証	コピーを添付
健康保険者証、又は社員証	コピーを添付
管理者講習修了証	コピーを添付
競争入札参加資格審査結果通知書	コピーを添付
実施要綱参照	http://www.tokyo-co2down.jp/c1-jigyau/j4/j4-02.php
様式ダウンロード	http://www.tokyo-co2down.jp/c1-jigyau/j4/j4-03.php
PR文一覧	http://www.tokyo-co2down.jp/c1-jigyau/j4/j4-05.php

書類提出

申請書提出

随時受け付けます。
当センターにご持参いただくか、又は郵送にてご提出をお願いします。

※郵送の際には、『ビジネス事業者申請書在中』と封筒にご記入下さい。

登録完了
書類審査

書類審査・登録完了

提出書類をもとに審査を行い、申請書受領後、1ヶ月程度で、『地球温暖化対策ビジネス事業者登録通知書』を郵送致します。併せて、下記 URL の『登録事業者一覧』にて提出書類の『事業者概要説明書』を公表致します。

<http://www.tokyo-co2down.jp/c1-jigyau/j4/j4-04.php>

問い合わせ先・受付窓口



クール・ネット東京

財団法人 東京都環境整備公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター

住所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都第二本庁舎9階
TEL 03-5388-3439 FAX 03-5388-1384
URL <http://www.tokyo-co2down.jp/>
E-mail tccca@kankyo.metro.tokyo.jp

『東京都地球温暖化対策情報メールマガジン』

- 温暖化対策の最新情報（報道発表、HP新着更新情報、その他）や省エネ情報についてご紹介するサービスです。
- 登録方法は下記にアクセスしてメールアドレスを登録すれば完了になります。
<http://www.mag2.com/m/0000195977.html>
- 本メールマガジンは、東京都の委託を受け、東京都地球温暖化防止活動推進センターが配信しています。

